

## 委員会規程

### 第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本歯車工業会（以下「工業会」という）定款第52条第3項に基づき、委員会の組織及び運営に関して必要な事項を規定する。

### 第2条（組織の設置および改廃）

委員会組織の設置および改廃は、理事会の議決を得ることとする。ただし、会長が必要と認めた場合、適宜、軽微な変更を行うことがある。

### 第3条（種類）

定款第52条第3項に基づき設置する委員会は下記の通りとする。

- (1) 総務委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 海外調査・対応委員会
- (4) 経営研修委員会
- (5) 技術・企画運営委員会
- (6) ギヤカレッジ企画運営委員会
- (7) ギヤカレッジフォローアップ企画運営委員会
- (8) 標準化委員会
- (9) 上記の他、設置が必要な委員会

### 第4条（構成および委嘱）

1. 委員会は委員長、副委員長、委員若干名、必要に応じ幹事をもって構成する。
2. 委員長は工業会会長（以下「会長」という）が委嘱する。
3. 委員は会員または学識経験者のうちから選任する。

### 第5条（任期・変更）

委員長、副委員長、委員、幹事は1年毎に見直すことを原則とし、予算年度の最初の理事会に提案、承認を経て会長が委嘱する。変更においては、事前に会長へ申請し、承認を得るものとする。

### 第6条（運営）

委員会は業務計画書および事業支出予算書の予実を理事会に提出し、承認を得なければならない。また年度途中において変更が発生した場合は直近の理事会へ理由とともに提出し、承認を得なければならない。

### 第7条（職務）

1. 委員長は委員会の議長を務め、議事をとりまとめ理事会に報告する。
2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

3. 幹事は委員長の命を受けて議案の企画、立案並びに議事録の作成を行う。

#### 第8条（開催および招集）

委員会は次の場合に開催する。

1. 会長または委員長が必要と認めたとき。
2. 理事会または委員会が決議したとき。

#### 第9条（議事）

委員会の議事については、議事録を作りこれを保存する。

#### 第10条（会員への周知）

委員会は決定した内容を会員に周知する場合、発信元は委員長名にて行う。

#### 第11条（謝金、旅費・交通費）

委員会が開催する講演会等、運営上必要な会合等への出席に対する謝金、旅費・交通費は、「謝金の支払い運用規程」「旅費・交通費支払い運用規程」により定めるものとする。

#### 第12条（委任）

本規程で定められていない事項及び本規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第13条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の承認を経てこれを行う。

#### 附則

1. 本規程は1980年2月28日より施行する。
2. 2004年7月2日に一部改定
3. 2017年12月8日に一部改定
4. 2019年12月6日に一部改定
5. 2022年12月9日に一部改定